

山内首藤氏と地毘庄

出内博都

(一)

地毘庄と山内氏の関係は、その初発は詳でないが山内相伝文書目録の中に「ちひの志やの御くたしふみ、けんきうくわんねん十二月廿日（二四号）、備後国地毘庄地頭職事、元久元年十二月廿日如御下文：」（七号）などがあることが記されているが、これがおそらく地頭補任に係するものと思われる。東鑑によれば元久元年五月十日、平家残党の両伊地方における峰起によって種々経緯はあるが、伊勢伊賀の守護を解任されている。翌元久二年九月廿日、執権時政の妾お牧の方とその子小山朝政の謀反事件における六男持寿丸の勲功を称え守護復活の款状を捧げている。然しこれは許されなかった。こうした経緯からみてこのころ地頭補任があつたものと思える。

地毘庄の地頭職を確認する文書として、

（後基）

「備後国地毘庄事、地頭重俊子息於京方雖令死去。同次郎御方致合戦

（宗俊）

之忠畢、然者重俊地頭職無相違可令安堵之状依仰下知如件」（第一号）

によって確認することができる。地毘庄は広大であり領有関係も複雑な

荘園である。この後惣領家の議状には地毘本郷地頭職というものが多くあり、他の構成郷、村が各別の地頭職議状をもっているが、この地頭職は全庄的惣領地頭職であつたことは前出の文書の他に広永六年義氏下文によれば地毘七郷地頭職云々とあり（七六号）ゆつりわたす惣領事、備後国系そのこほり地毘の志やう 宝徳元年：（一〇〇号）
ゆづり渡状、備後国系その郡地毘庄惣領職事、宝徳三年：（一〇一号）などによってわかる。

(二)

地毘庄は通常蓮花王院領といわれているが地毘七郷を総称した地毘庄がそつくり蓮花王院領であるという文書は見当たらない。嘉禎二年三月九日下知状には蓮花王院領備後国地毘庄内本郷云々（二二二二）蓮花王院領備後国地毘庄内伊豫東村云々（五五六号、観応元年）（一三五〇）（一三七三）
後国地毘庄内河北村領家方所務云々（五六）この年の文書で千光寺領地毘庄内本郷領家方代官云々（五五五号）応永四年三月、蓮花王院領地毘庄内領家職補任状には蓮花王院領備後国地毘庄内原上村、同下村

伊与東村等領家職云々（七四号）という形で表現され、全庄域（七郷村）を括して〇〇領としたものは文応二年の千光寺領備後地毘庄本郷内領家職田数目録等に嵯峨千光寺領備後地毘本郷内上原、河北、伊与、森脇、多気七ヶ村領家職目録（六号）と出ている。この場合の本郷が地毘七郷の一構成単位としての本郷か地毘全体にかゝる本郷かあいまいである。この文書について種々論議もあるようであるが構成単位村落としての本郷とみなした方がよいのではないか、これについては、永享十二年八月山内上野介時通申状（九四号）に……右地毘庄本郷領家職者、為千光寺領、自往古不分下地於、土貢定四十伍貫文、時之被下知畢、委細見和与状、相残六郷領家者領主皆別也其名別氏市申とあり、これらを整理すると別表1のようになる。蓮華王院は各郷庄に散見できるが、本家、領家いろいろの場合がある。

「蓮華王院領地毘庄内〇〇」という形が一般のようなので本家は蓮華王院で領家以下は時に応じて変動あったものゝようである。（広島県史）

蓮華王院は俗に云う三十三間堂であつて後白河法皇の直願により平清盛が建立し、（一六四）長寛二年十二月十七日千手観音千体の開眼供養を行つてゐる。然しこの院は先に鳥羽上皇が（一三三）長承元年三月十三日備前守平忠盛に命じて造らしめた得長寿院を改建されたものであることがわかる（古事類苑）勃興期にあつた平氏において備前守であつた忠盛がこの院を建立したのも自己の財力を有効に活用し一門繁栄の因とし、この結果關国であつた但馬国を賜つてゐる（源平盛衰記）同一手段による院との結合は清盛にも受けつがれ、この院が更に一段と大をなして蓮華王院となつたも

のであり、二代に亘る平氏の力が加わり莫大な蓮華王院領が形成されたものと思われる。地毘庄の寄進施入以前の姿は不明である。

地毘庄は旧恵蘇郡の大部分を占め現在の広島県比婆郡高野町、比和町および庄原市の西北部（上原、三日市、戸郷、田原、本郷、殿垣内、川北、門田、濁川、掛田、七塚）に亘る広大な地域である。施入以前の状態、特に律令郷里との関係は不明である。恵蘇郡における恵蘇、春日郡、刑部の三郷の下に数ヶの里があつたと思われるがこれが荘園文書にあられる郷・里のことと思われる。然しその地毘七郷の中でも、A荘園文書の名称が近世郷村の中にまで一貫して生かされているものが本郷、上原、下原、川北、森脇の五郷であり、これはその後境域内から新郷村を創出ししても一応一貫して残っている。B荘園文書の郷村名が近世郷村の名称に直接つらならないもの、伊与（東、西）多気の一郷がある。Bにおいてはその中に多くの生活集団としての村があつてそれが近世の村として成長したものと思われる。特に伊与は①伊与村と総称する場合、②伊与東村 西村と称する場合、③伊与東方、西方と呼称する場合など一致せず、具体的には東西二生活圏に分れてゐたらしい。庄域の南部庄原地方と北部高野地区はかなり自然条件が異り、地理的にも離れた地域を地毘庄として一つにまとめえたものは何であつたのだろうか。（一六四）長寛二年蓮華王院成立と同時に施入したものとすれば荘園としては新しい成立である。成立日浅いのには下地の領有関係は複雑である。地毘とい地名自体が具体的な生活圏でなく一つの 称であつたと思われるが、これについては「円通寺縁起」に見える行基の地藏菩薩、毘沙門天彫刻尊崇の起源伝説

地毘庄本所・領家・請所変遷表（表1）

年 代	文書 番号	文 書 名	本 郷	川 北	上 原	下 原	伊 東	与 西	森 脇	多 気
嘉貞2年 1236	2	関東下知状	蓮華王院							
文応2年 1260	6	領家職 田数目録	嵯 峨 千 光 寺							
延慶元年 1308	14.14	和与状 六波羅下知状	本家 安井宮							
建武2年 1335	東福寺 文書			本所 安井宮						
観応元年 1350	556	所務職 補任状					蓮華 王院			
応安6年 1373	55 56	代官職 所務式補任	千光寺	蓮華王院						
至徳3年 1384	64	通忠請文案	千光寺							
明德元年 1390	66	領家職 契約状						山門 石泉院		
明德2年 1391	67	半済事						全上		
明德4年 1393	68	所務職補任		山門 根本千手院						
応永4年 1397	74 75	領家職補任		延暦寺 千手院	蓮華王院	蓮華王院	蓮華 王院			
応永9年 1402	82	通頼請文	千光寺							
永享12年 1438	94 95	時通申状 〃	本家・領家 千光寺	とかのを 喜多坊	本所 領家 千光寺	本所 領家 千光寺	本所 蓮華王院 (石泉院) (妙法院)			本家 蓮華王院 伏見法女寺
文安元年 1444	96	山名持豊判物		山門 (栖真院)						
享徳元年 1452	102	代官職補任		山門 (栖真院)						
長享元年 1487	140	政豊書状					備後国 料所			
長享頃	147	領家御教書		蓮華王院						
延徳2年 1490	148	代官職補任		山門千手堂 (山名持豊)						

などみると、民間信仰的な一つの宗教圏として何かのまとまりがあったものを、莊園という包かつた網をかけたものと思える。「地毘」という地名は生活点としての地域に残っていないことや、莊園文書を見ると預所が各村にあると思われる（伊与西村預所僧光広法師：葉黄記、本郷預所盛導：二号）ことや、然も各村（郷）に門田という特別地のあること、下原村（内門田）河北（本門田）本郷（高山門田）多賀（内門田）上原（江木門田、内門田）などである。門田はその本来の意味は垣内、堀内などと同じく屋敷附近の自作地をさしていると思われるが、上記のように各村にありその名称も内、外などという相対的なものと、高山、江木など固有名のものとの二型式がある。門田地頭職という語があり、地頭私有地でないことは明らかで、門田が領有者若しくは為政者の特殊な田地であるとすれば、各村は各々異った系統によって領有知行されていたことを推測せしめる。そうした意味では門田は各村の一つの中心地であったと思われる。門田は家督とは別に譲っている場合もある。こうした複雑な莊園の中へ入ってくるいわゆる西遷地頭がどのように領主化の道を進るかその一端をみることにしよう。

(三)

山内氏が守護階級から脱落し、母の遺領である相模国早河荘内一得名の私領主であった時代はわずかで元久元年五月守護解任後元久元年十二月地毘庄地頭職になったと思われる（前出）然しそれも承久の変で地頭重俊の長男俊業が京方に加わり戦死するという危機に見舞われた。然し二

男宗俊が鎌倉方で戦ったので「重俊地頭職無相違可令安堵之状依仰下知如件」（一号）と承久三年七月二十六日の下知状で安堵されている。

この時期関東の御家人といえども家を維持する為に公武双方に分かれて戦っている例は多く東鑑承久三年五月十九日の条によれば関東御家人の雄三浦義村以下の者に院宣が下されており、現に三浦家にしても弟は上皇方の中心人物として戦っている。こうした状況のもとで西国皇室領に所領をもつ家人の宿命であったのではなからうか、山内家の場合長子が京方に組した事はかなりの意味をもったものと思える。——従って俊業の遺児時業は亡祖父重俊から地毘庄内下原村地頭職、半矢一色、相模早河庄内名田四段小在家若干を安貞三年三月三日と貞永元年十二月の二回に亘って譲られているが、これを更に正嘉二年十二月廿三日の將軍家政所下文によって安堵されて、庶家としての地位を安泰にしている。この後新補地頭の配布を中心として強化される地頭制度は荘官的な地頭武士としてのみでなく領主的武士として領主、在地とたたかいたがら支配の進化をすすめる長い道のりを歩むことになるのである。その場合①分散領有による代官支配と地理的な問題②諸職による分散重層的支配③分割譲与による嫡庶の対立などという悪条件を克服しなければならない。こうした場合経済情勢の発展変化、殊に生産力の高い西日本と元寇の影響をもろに受けた西国で家人はめまぐるしい下地の変化に対応しなければならなかったであろう。こうした中でいち早く浮上してくる問題は領家（代官、荘官）との所務争論である。この場合おきまりの和与という形で終っているので内容がすべて詳でないが、地毘庄においても嘉禎二年

九月四日の下知状（二号）によれば預所僧盛尊と地頭中務丞重俊が条々の相論をなし和与している。所務条々の中味はわからないが、平家没官領に準ずる荘園に新規に入った地頭であり、然も新補率法以前の地頭といういわば未知、未解決の課題の多い地頭支配であったと思われる。

所務条々という語の中は百姓の移動、諸職の変動にまつわる下地進止権の変化を含んでいる。預所は各村にあり全庄官をまとめあげた頂点的存在と思われ勸農権を中心に領所進止権を強めた若狭多良荘預所定宴の例（岩波日本歴史）などのように西国荘園における領主側と地頭との内面における侵略戦は激かったと思われる。葉黄記（莊園史料）によれば、宝治二年参蓮華王院行事并顯雅、主典代重俊等参儲、召出莊之雜掌、尋土木之勸否、其中地毘庄西林預所光広法師代官有不法事、仍召龍寺家了。条々沙汰入夜退出明日可奏聞。の記事によれば地頭重俊は主典代として土木の勸否を糾す領主側の立場をうかがせる文書もあり地頭はあらゆる面で下地進止に喰入っているようである。

関東に本居をもち、自分本来そこで掌握していない新恩所領を持つ地頭は対領家、対庄官（農民）対代官庶家それぞれに大きな課題を持つと云えよう。分割領有の具体相は重俊から宗俊への早河庄一得名并在家、寛喜二年壬正月十四日（三号）の讓状の末尾に男女子に処分せる田、在家を宗俊に讓る、互に遺恨なく百姓分の田在家公事は諸子合力して勤むべしと指示している。宗俊から時俊（時通）へ摂津富島本庄地頭職、寛仁二年（第四号）同じく早河庄一得名、建長元年（第五号）の讓状があるが地毘庄については前出の將軍家政所下文、正嘉二年十二月（三十一号）

によつて重俊から俊業（京方戦死）の子時業へ下原村地頭職、半矢一色が讓られているのみであるが、重俊の孫時俊（時通）から次の通綱への讓状が次の様になっているから、重俊―宗俊―時通とうけつがれたものと思える。

讓渡 所領事（一〇号）

合肆所者 嫡子弥三郎通綱所

一所、備後国地毘庄内本郷并公文職 かう山のもんでん乃地頭職事

一所、摂津国富島庄地頭職并下司公文名地頭職事 …略…

一所、信濃国きふ乃府内下平田郷内公田捌町内伍町分地頭職事 …略…

一、相模国早河庄一得名内慈善分田在家屋敷、所讓与干通綱也 …略…

永仁三年三月廿九日

慈善

初期のうちは早川庄と地毘庄は別個に讓られたものと思われる（重俊が私領早川庄を諸子に分讓したのが寛喜二年前後であるが其の後地毘庄地頭として本郷所務条々の相論をしているのが嘉禎二年である）私領は各別の讓状を与えておいて最後にその総かつ的讓状を惣領に与えたものと思える。重俊の分割讓与は前出の孫時業への下原村他と別に宗光へ河北郷本門田参町一段がありこれが宗光の子はとむ丸（経清）にゆずられている。

分割讓与にまつわるトラブルの例をみるとこの宗光系と惣領系に次のようにあらわれている。

讓状嫡子はとむ丸（馬経清）（五〇一号）

備後国地毘庄内河北郷本門田参町壹反畠のさかいはんけんに顯然也屋敷

相具地頭職事

右件所者重代相伝所領也、仍相副次第相伝手継等^(一)はとむま丸に所譲与実也。自余子共等中一塵のわつらひをいたすへからず、但此内田五反、在家一字、女子とくやきにゆつり畢、とくやき一期ののちは惣領はとむまのかたへちきようすへき也。若自余の子共の中いさゝかもこの譲につきて違乱をいたさばなく不教の志んたるへき也、仍後のためにゆつり状如件^(二)

(二六五)
文永二年三月廿五日

藤原宗光(花押)

宗光は重俊の子であるが、いつ譲られたかは不明である。こゝでは河北の本門田のみを与えている。門田は地頭私有地ではなく門田地頭職といふところを見ると庄園の中における特別な地域と思われる。女子とくやきの一期領は宗光系(万田)の惣領へかえるべきものとしているが、重俊の諸子への譲状の形式から云えば恐らくすべての分割譲与分は嫡子宗俊の権限内に含まれるものであったであろうと想像されるが、こゝでは明らかに宗光系は独立一家を形成する意識がうかがえる。この一期領は惣領にかえらず、田畠は地頭尼見阿知行し、門田分惣領は経清知行の和与がなされている^(三)(文保元年1150二号)この門田地頭職はその後万田家の内部で争っているが、その帰着は守護細川氏の口入れで解決しており惣領山内氏の支配の圏外に出ていると思われる。(五〇四、五〇五、五〇六号)この他初期段階から分割譲与されたものと思えるものに次のようなものがある。

河北公文名田五反、懸田朝通名田賣券寛正二年^(四) 河北村内六郎丸田畠地頭職

(通鑑)
田原妙善譲状 曆応二年六月廿七日(五〇八号)

(會編)
滑圓鏡譲状 延文五年正廿三(五〇九号)

1. 本郷之田所職并安貞名弥太郎入道之屋敷田畠地頭職

2. 摂津国小村之上庄地頭職

3. 信乃国さきのふの府下平田参町地頭職併浮免の田屋敷の事(浮免の地は分町しないから惣領と相共に知行せよといっている)

4. 河北の村えのきたにのかいち、せい三郎か名の田畠地頭職

5. 信数東方内本郷村内とききた名ささお名みつひら名むねかの名もりむね名等地頭職

6. 上原村地頭職内

なかくら名もりすえ名いえさね名くにつね名なかむね名くろいし、つかはら、大たん、ふなつまきのうしろ、とかわ、いちはらの新三いち、同地頭正作田壱町四反之事

こうした分割譲与は双刃の剣のようなもので一方で新入りの地を具体的に所領化していく一つの手段であり一方では惣領体制分解の危険信号でもあるように思う。庶家が独立して嫡庶の対立が、新補率法の施行によって現地の得分関係に変化を与える。元寇への対応によってより広域な流通経済圏が成立するなどの事から刺激されて深刻なものとなる。こうした傾向をあらわすものとして文永四年十月廿七の関東下知状(七号)がある。

(不後)
深念の子俊家、時通、清俊及女子相論である。本郷河北郷伊与東及び

江木門田について①承久貞応の御教書即ち新補率法が出てそれらに関連

などのように一村が複数で領有されて複雑化は一段と進んでいく、これ

```
graph TD
    1[1. 早川庄] --- 亀鶴1[亀鶴]
    1 --- 時俊1[時俊(時通)]
    2[2. 河北郷] --- 経清[経清]
    2 --- 時俊2[時俊]
    3[3. 本郷] --- 亀鶴2[亀鶴]
    3 --- 時俊3[時俊]
```

重俊

宗光 宗俊

めうかい 俊家

時通 経清

時業 龜鶴

実線 || 系図
破線 || 譲与

(四)

— 7 —

不可致違乱と分割所領の注意と年貢公事の厳守をいましめ更に③弥三郎者、以五郎思慈善、五郎者憑弥三郎、於慈善相互不可有向背之儀：と相互扶助の訓戒を与えている。第一期の動揺期をのりきって新しい意志で伸びんとする萌芽を示している。富島庄の但書の中に、自此所毎年米拾石器物定 尼御前一期之程可沙汰：として尼御前（おそらく通綱母）に対する扶持米十石を規定している。扶持米という形は新しい形である。

通綱から通資への譲状はこの永仁三年の譲状を相副えてそのま譲ると云うのみで内容を記していないが、然もわずか八年後の乾元三年三月である。わずか八年で譲るには何か事情があったかと思うがわからない。元寇以降不断に進展する下地の諸相は西遷地頭にとってはよりきびしい転換を要求する時代に入るのでなからうか、こうして通資の西遷定住がはじまるのである。

(五)

通資の備後への移住は山内家法名によれば：北条宗鑑入道ノ下知ニ依ツテ正和五年備後恵蘇三上ニ郡ノ地頭ニ住ジ、恵蘇高野山蓀山城ニ住ス、元享二年同郡本郷邑高山ニ城ヲ築キ島山ノ城ト云、又嘉府山城ト号ス、是ニ移住シテ蓀山城ハ五郎通俊ニ守ラシム：正中元年甲子二月十五日逝ス：とあるがこの他巷間に流布するものには次のようなものがある。

1. 近郷古事漫筆（八谷為正編）

文和四年高山全備し嘉府山城ト号ス山内家世々は二住シテ山内治郎少輔元資、慶長五年長州吉田郷ニ移邑迄十四世二百七十七年間、子孫連綿

ノ繁昌ノ城地也ト云フ

2. 蓀山軍記 多賀山家の由来

夫蓀山は正和五年山内三郎兵衛尉通資、相州山内ヨリ来住ス、此山ニ城郭ヲ築ク山名ヲ土富山越田ノ城ト云フ。通資茲ニ来ル由緒ハ鎌倉將軍天下一統ノ後、関東ノ勇士数名関西ニ遷サル、三備ヘ十六人其一人ハ山内氏ナリ……十六人ト云フハ備前熊谷ヘ移ル 備後江平賀和智山内広沢宮（久代）三吉斎院等也 通資ハ積雪寒烈ノ故ニ出城ヲ築キ其地ヲ山内ト云フ：略：

3. 鶴岡八幡宮由来事（古事漫筆）

多賀山庄鶴岡八幡宮勸請ハ人皇九十四代花園天皇御宇相州山内通資ト云フニ此地ニ来リ城郭ヲ築キ給フ時ニ守護神トシテ鎌倉八幡宮ヲ勸請アリタル由：下略：

4. 芸備風土記（増補）

本郷島山一名 胄山の城跡は元享の頃鎌倉北条家のはからいとして首藤三郎通資当国に下向し恵蘇三上両郡を領し恵蘇多賀山蓀山越田の城に住す其の後本郷に島山の城を築きて移住す。

5. 全右

首藤三郎通資は鎮守府將軍秀郷の末葉にして相模国足下郡山内庄より当国に下り蓀山越田の城に居り其の後城を首藤高野山五郎通友に譲り泉田庄本郷に島山の城を築きて移る。時に文和四年乙未なり之を山内と名づく。

右の如く巷説は様々であり、かつ内容も錯乱している。おそらく「山

内法名」をもとにしたものである。通資がいずれも山内郷から来住した事になっているが、この時には既に山内庄からは追放されているが、山内氏がその発祥の地山内庄への思いから新住の地を山内と名づけた事によるものである。芸備風土記には足下郡山内庄とあるが、山内庄は鎌倉郡であり、当時実際に住していたのは足下郡早河庄なのでこの二つが微妙に混同したものといえよう。西遷の時期が建武中興、南北朝という鎌倉体制が大きく動揺する時期である。得宗専政と大御家人の対立、悪党の出現による地域の再編成など西日本を中心とする一般的傾向の中で山内家の動きを規制した具体的なものは何であつたのであろうか。西遷前後の様子を見ていこう。

地毘庄移住の直前にあつた事は雑掌との相論である。延慶元年十二月十八日の和与状（一三号）を見ると、去る乾元元年に譲与をうけてから五年目である。相論内容は、

- ① 検注 年貢中分以下条々、当郷（本郷）の下知所務は永代地頭請所として領家方の入部を停止する。
- ② 毎年四十五貫文を二期に分納、損否を問わず厳密に寄進する。
- ③ 若し天下一同大損亡の年は領家より検使が来た上で別に定める。
- ④ 両方違約の場合の処分 (イ) 領家側は年貢半分地頭がとる。(ロ) 地頭側は請所を免じて雑掌をいれる。

相論の内容にとりたてゝ目をひく具体的問題はないがこの頃 幕府は惣領庶子の訴訟について定める（一二九九）や鎮西評定衆や鎮西引付衆を設置したりなどの事があり、庄園訴訟が深刻化していく一般的傾向に

あつたと思える。又この和与状及び関連する下知状（一三号）の中に：被_レ放本所安井宮御拳状於武家止_レ兩方所務条々相論相互所致和与也：や執権貞房、全沢貞顯連署の施行状（一四号）にも：如今月十九日安井宮令旨者備後国地毘本郷雑掌道祐申所務条々和与并地頭請所事兩方和与状如_レ此可_レ令計成敗云々：とあつて本所の令旨によつてなされた事が明らかである。亦所務条々と地頭請が併記されているが之は請所になる根拠がその所務の権限と関係があることであろう。本郷の所務については先に重俊と盛尊が和与しているがその結果をおし広めて請所にまでこぎつけたと思えるが、所詮於_レ当郷下地所務者 為_レ永代地頭請所職：とあり所務請であつたものが地頭請所になつたと思われる。この請所は本郷だけに限り他についてみえていない。村毎に複雑な領有関係にあつたと思われる。通資の西遷の直前が対領家関係の最も発展した地頭請の時代であることは単に地頭の一方的侵略意図のみでなく下地の階層分化により、より原始的な収納形態である諸職による重層支配を否定する力が高まり地頭も鎌倉に居て分散代官領有が不可能になりつゝある事を思はせる。新編追加式目の中にも領国に狼籍人をかくした場合、代官のみの罪であつたものがその正員の罪であるともまで法令が発展している。又所々の淀津あたりに私設の関所の出現も地域に封建権力成長の具体相を示している。下地の変化の中で誰が具体的な支配者たりうるかという場合在国常駐という事が大きな要素であることは既にこの時代にその萌芽がある。安芸三入庄における熊谷直時（惣領）と舎弟祐直（一分地頭）の下地配分相論において：凡配分之時祐直者下向当庄 直時者不在国之間祐直撰取之

畢、而祐直乘勝背彼成敗可被分直之由令申之条云々とあり、在国する事が勝に乗じらる一つの手段であつた事を示している。こうした面からみると山内氏においても通資下向の直後に叔父入道慈観（五郎通氏）一分地頭）との相論がある。

（三七）
文保元年

の通資と慈観の和与状（一五号）を見ると本郷の惣領地頭と

一分地頭（田所職安貞名弥太郎入道屋敷田畠地頭職一五、五〇九号）

相論内容は①通資は領家職の資格で毎年内権を行っていたが慈観がこばみ、年貢を未進していた。これは領家に対してでなく領家職をもつ惣領地頭になすので和与の結果内権は止めるが、年貢は慈観の責任において納入することを定めている。下地分割からくる惣領の不利を田所の得分であつた畠地子的大豆によつて補ひ、田所の本年貢は依然慈観の知行内に止つた。

②黒杭分（九郎通貞の家）は領家職の対象ではない地域であるが、預所の私進止なるが故に惣領の知行すべきものである。

③田所段米についても庄家の定めによつて領家分は田所即ち慈観につけ（①による田所の分割）地頭分は惣領につけ、明瞭に二分している。

④泰貞名、弥太郎入道屋敷、弥真名内平五郎入道之上畠、行安名内平内入道、新見小四郎弥八等屋敷などについて下地が細分化され、そこに作人とおぼしき〇〇入道やおそらく庶子の一部が作人となつたものの跡地などの処分を定めている。その庶子がどの系流から出た者であるかによつて帰属がきまつてくるようである。中世の所領の構成分子の一つに屋敷が含まれ、それらが相交錯していることを示している。これは最

初から一定地域を分与したものでなく長年月の間に併合新開などによる結果で堺は古老の言によつて決定するものであつたようである。下地の開発が営々として行われる中で地頭一族は只単に職分としての地頭としてのみ入るのではなく、一名田、一屋敷に具体的にいくいる姿勢を示している。

⑤信濃平田郷は譲状によつて本公田、余田、屋敷、荒野等のすべてについて八分の三は慈観に打渡すこと、但し介職（在庁官人）は惣領のものであるときめている。これは地頭職の分与がそれに概当する所得のみを意味する段階においては下地分割の必要はなかつたであろうが、下地に根をはつた土着領主となる為には所職よりも具体的な下地が必要であつたと思われる。

この相論はその質と量において最大なもので鎌倉末期の地頭領の変質期の姿を示している。こうした相論はおそらく他郷でも行われたと思える。宗光系の河北本門田地頭職においても惣領経清と一部地頭尼見阿の間にくりかえされている（関東下知状文保元年十二月十二日、五〇二号）
通資の西遷前後に庶家が一応独立している。

1. 慈観（通綱第五郎通氏） 滑

2. 通経（八郎） 田原

3. 通貞（通綱第九郎） 黒杭

4. 宗直（通綱兄） 懸田

5. 清俊（通綱叔父） 河北

いずれも後世まで支族として残っているがこの時代になると分割領有

の発展の極限に達し分割からくる危機も最高調を示すものである。庶家が家臣披官群の中核として従属的位置に立つ過渡期として各分家が本家と併列し且つ、荘官系の諸職や、名田を具体的に領有して併立的地位にあった時代であろう。これが新しい形の統一圏を求める動きが南北朝の動乱であろう。こゝから隷属的な反動惣領制でなく新スタイルの披官関係による結合が生れてくるのである。

(六)

西遷定住した通資は在任領主として次の四つの事を行っている。

1. 築城
2. 鎮守の勧請
3. 菩提寺の開基
4. 地名の決定である。

築城については：多賀村蓆山に越田の城を築き後にその地辺卑にして深雪なるによつて本郷島山に城き甲山と号した（芸備風土記）

芸備風土記によれば：通資当国下向の後、多賀山南村に鎌倉鶴岡八幡宮を勧請す、島山にも八幡宮、熊野三社を建立し城山の鎮守とす。又山の中間に往古より千手堂あり本尊は行基の作なり正中元年甲子再建し慈高山円通寺と号す。相州本郷の名をかたどりて此郷を山内と名づけこの山城に在城す。天文の頃山内大和寺直通資の孫九毛利元就公に与力し子孫永々毛利の郎従となる：とある。その城がどのようなものであったか、古事漫筆によれば、嘉府山古壘ニ登臨スルニ南東二方ハ郷里悠々連り、西北ハ群山聯綿ト連り其中ニ此山独り秀テ高カラズ低カラズ群峯ニ隔テ二町過ス山ニ水アリ軍用闕カズ、岸ハ巖巖ニテ登ルニ便リナシ山ノ尾三股ニ流レテ中ニ城壘独立ス。

廓を高重ニナス堅固ナリト言フベシ：とある。鎮守の勧請については鶴岡八幡宮由来記によれば：多賀山庄鶴岡八幡宮勧請ハ人皇九十四代花園天皇御宇相州山内通資ト云フニ、此地ニ来リ城廓ヲ築キ玉フ時、守護神トシテ鎌倉ノ八幡宮ヲ勧請アリタル由ニテ高宮ノ神主堀江豊後守仰リ蒙リ南邑上原ニ勧請宮社建立：別ニ一字建立阿弥陀、薬師両像ヲ安置ス：とあり、後世高野山十一村の総鎮守となっている。（この頃については中世を読む第一号堤勝義氏の山内首藤氏と寺院、神社覚え書きを参照されたい）古来の伝承によつて通資によつて開創されたと伝える社寺は多い。勿論確たる史料はないが、多くの社寺がその初めを通資に結びつけねばならぬことは反面通資の来住がその下地知行の上で如何に深ったかと云ふ事を物語るものである。伝承を持つものとして次のものがあげられる。

庄原市 平等寺（川手）正平十年、八幡宮（大久保）元享頃、八幡神社（下原）正中元年、光瑞寺（畦ノ市）田原神社（田原）嘉暦三年、一鹿薬師（市村）嘉暦元年、天満宮（市村）貞和元年、正中院（市掛田）正中元年、石清水八幡宮（下原）正中元年、本郷八幡神社（本郷）嘉暦三年などであり、これらの中には当時の地畷庄域でなかったものも含まれていると思えるが、在地支配を質的に深かめ、量的に横への広がりをする場合、社寺が大きな役割りを果たすことを物語っていると思われる。

(七)

山内家の所領の変化と領主化の過程で見逃すことのできないのは、庶流時業系の所領であるが、これは時業の娘亀鶴が広沢に嫁した後も時業系惣領として持ちこたえ、孫（亀鶴女と山内某の子）時通を経て更に養子忠通（総領家系）に譲られ貞和元年に至って一本化している。その間この系統は鎌倉にいて代官支配をなし度々危機にさらされながらも保持し、東国の戦功を基盤に陸奥とか伯耆に所領を増しており、検討の余地があるが一応略す。通資が来住した事がその下地掌握に如何に表現されたかを諸子への譲状によってみていこう。

A 嫡子通時 1. 地毘庄本郷除高山門田地頭職 2. 同庄多賀村一分地頭職

3. 摂津国富島庄地頭職 4. 信濃国下平田郷地頭職 5. 相模国早川庄一得名内田子田畠家屋敷 6. 鎌倉甘縄地（元徳二年三月十八日十六号）

B 又三郎通広 1. 地毘庄本郷高山門内屋敷壹所畠懸田地頭職：此所每年用途百文円通寺江可致沙汰：（文和四年五二二号） 2. 安氏名の田五反小のうち三反大通資一期の後は（延文三年五二三号） 3. 本郷高山門内安氏名内田五段小田此内家の前の田一反大池跡田半分又畠一所号懸同所田臺反向に六十歩在之（延文四年五二四号） 4. 大のの池しろの半分（延文五年五二五号） 5. 田七段、地毘の本郷の内延名のつくりたての田（得分不足につき寄進地をとりかえしてゆずる。延文六年五二六号） 6. 本郷のうち糸谷、小池、ひのめはら（五二七号）

C 神三郎盛通

1. 本郷高山門内池原ゆきむねかちや廿貫の得分（暦応五年五二八号）

2. 高山門内池原田畠庄家地頭職（臺貫参百文円通寺江、文和四年五二九号） 3. 池原の縄手の上下の田六反、安氏名の屋敷畠（延文三年五三〇号）

4. 安氏名家の前の田一反（妙通一期の後、延文三年五三一号）

D 養女乙寿女（盛通妻）

1. 高山門内丑寅社鑄屋并堂垣内石垣内等地頭職（一期の後は通広子息幸鶴丸に、乙寿女に男子出生したら幸鶴丸と半分に分ける。臺貫参百文円通寺に、文和四年五三四号）

2. 乙寿女分坪付（高山門内）によると約二町の田と若干の畠、いものやを譲っているが、大夫坊、ふちき、本力、迫入道、宮内など数人の作人の名もある（延文四年五三五号）

E 首藤六通頭分（通資弟↓養子となる）

1. 本郷内公文名平分地頭職（観応元年五一八号） 2. 多賀村内藁原名上原村内平戸河田多田、高山門内畠（毎年参百文円通寺江、文和四年、五一九号）

以上にみられる如く家督としての所領は嫡子通時に早く譲っている（元徳二年）この譲状の末文に：雖可相分庶子等分限狭少之間、於令相分者依不可逢上之御大事譲渡通時一人者也雖為後々末於長快跡者子孫之中以一人可令相統之、但干備後国地毘庄本郷高山門田以下者永代寄進彼所觀音寺畢…とあって家督は嫡子一人へ相統させねば、分割したら御上の御用にたふないといつて分割譲与の弊を認めている。先にみた五人の子弟への譲状の内容によってわかる如く庶子は門田とか私有名田の名主格

